

自動貸越サービス（総合口座型）取引規定

ダイレクトワン株式会社の保証にもとづき、スルガ銀行株式会社（以下「当社」という）と当座貸越契約を締結した者が当社と行う自動貸越サービス（総合口座型）型当座貸越取引（以下「この取引」という）は、総合口座取引規定のほか次の規定が適用されるものとします。

1. （契約の成立）

この取引の契約はお客さまが当社所定の方法により申し込み、当社が審査を行い適当と認めて契約応諾通知をすることにより成立します。

2. （取引方法）

- （1） この取引は、当社本支店のうちいずれか1か店のみで開設することができます。
- （2） この取引は、自動貸越サービス用預金口座（以下「預金口座」という）の普通預金残高（総合口座取引規定による当座貸越の残高が限度額に達している場合も含む）を超える払戻しの請求を行った場合、または各種自動引き落としによる支払いの際、残高が不足する場合に成立するものとします。
- （3） この取引を利用する場合は、当社が別に定めるキャッシュカード規定（以下「カード規定」という）に定める方法によるか、または当社所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印のうえ通帳とともに提出するものとします。
- （4） この取引は、5.の貸越極度額を超えない範囲で8.に定める契約期間内に繰返し追加して利用できるものとします。ただし貸越極度内とはいえ、9.に定める返済が遅延した場合には、返済遅延分が決済されるまで利用できないものとします。
- （5） 預金口座に対して同日に複数の口座振替の請求がある場合に、その総額がこの取引による当座貸越の極度額を超えるときは、そのいずれかを支払うかは当社の任意とします。

3. （総合口座取引の定期預金等の増減）

すでにこの取引による貸越金の利用がある場合で、総合口座取引の定期預金または国債の増額または減額によって、総合口座取引規定による当座貸越の限度額が増額または減額された場合には、その増減の範囲内で、総合口座取引規定による当座貸越が増額または減額し、この取引による貸越金も、同額減少または増加するものとします。

4. （通帳の記入）

- （1） 普通預金の支払い（または入金）と当座貸越の利用（または返済）が同時に行われる場合には、一括して記入します。
- （2） 残高欄には、当座貸越利用後の当座貸越残高、または返済後の当座貸越残高、普通預金残高を記入します。
- （3） 普通預金から当座貸越への返済の記入は省略します。

5. （貸越極度額）

- （1） この取引の貸越極度額は契約応諾通知書記載金額のとおりとします。なお、当社がやむを得ないものと認めてこの極度額を超えて当座貸越を行った場合も、この規定の各条項が適用されるものとします。

- (2) 当社は(1)にかかわらずこの取引の貸越極度額を変更できるものとします。この場合当社は変更後の貸越極度額および変更日を通知します。

6. (貸越金利息等)

- (1) この取引による貸越金の利息(保証料を含む)は付利単位100円で年365日の日割計算とし、毎年2月・8月の当社所定の日に当社所定の利率および当社が定める計算方法により算出した額を預金口座から引き落とし、または貸越元金に組み入れるものとします。
- (2) (1)については、普通預金規定にかかわらず、普通預金(総合口座)通帳および普通預金払戻請求書の提出を不要とします。
- (3) 当社に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は年14%(年365日の日割計算)とします。
- (4) 貸越金利息額、督促手数料は当社が必要と認めた場合は、5.にもとづく貸越極度額を超えて貸越元金に組み入れることもできるものとし、その全額についてこの取引による債務として本規定にしたがって返済するものとします。なお組み入れの日、貸越金利息額は(1)に定める日に、督促手数料は(1)に定める日から当社所定の期間を経過した後とします。

7. (貸越利率の変更および優遇)

- (1) 貸越利率は当社の定める基準利率を基準として、基準利率の変更に伴って、引き上げ、または引き下げることができるものとします。
- (2) 金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、当社は利率、および損害金の割合を一般に行われる程度のものに変更することができるものとします。
- (3) 当社は6.に基づく貸越利率を、当社所定の基準および方法により、優遇することができます。
- (4) 当社が一般に適用される貸越利率を、当社所定の基準および方法により本人に対して優遇の取り扱いをした場合には、当社はいつでもその優遇の取り扱いを中止または優遇幅を変更することができるものとします。

8. (取引期間)

- (1) 本人がこの取引にもとづきローンカードを使用して当座貸越を受けられる期間(以下単に「カード取引期間」という)は、契約成立日からその1年後の応当月の末日までとします。ただし、期限までに当社から本人に期限を延長しない旨の申出がない場合には、カード取引期間は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とします。
- (2) 当社が(1)の期間延長に関する審査等のため資料の提供または報告を求めたときには、直ちにこれに応じるものとします。なお、財産、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれのあるときは、当社からの請求がなくても直ちに報告してください。
- (3) 期間満了日の前日までに当事者の一方から期間を延長しない旨の申出がなされた場合は次によることとします。
- ①期間満了日の翌日以降この取引による当座貸越はうけられません。
 - ②貸越元利金はこの取引規定の各条項に従い返済し、貸越元利金が完済された日にこの取引は当然に解約されるものとします。
 - ③期間満了日に貸越元利金がない場合は期間満了日の翌日にこの取引は当然に解約されるものとします。

9. (返済)

この取引に基づく返済は、随時に預金口座に任意の金額を入金する方法によることとします。この場合、預金口座に受入または振込まれた資金は貸越金の残高に達するまで、自動的にその他の借入金に優先して返済に充当されるものとします。

10. (諸費用の引き落とし)

この取引の契約締結にあたり必要となる諸費用は、当社所定の日に応じた当社所定の方法により普通預金口座から普通預金（総合口座）通帳および同払戻請求書または小切手によらず引き落としのうえ、その支払いにあてるものとします。

11. (期限の利益の喪失)

(1) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当社から通知催告等がなくても、この契約による一切の債務については当然期限の利益を失うものとし、直ちに債務を返済してください。

- ① 6.の利息引き落としを遅延し、書面等により督促しても3か月以上利息引き落としが不能となったとき。
- ② ダイレクトワン株式会社から保証の中止または解約の申出があったとき。
- ③ 支払の停止または、破産・民事再生手続開始の申立があったとき。
- ④ 手形交換所の取引停止処分があったとき。
- ⑤ 預金その他の当社に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- ⑥ 利息の組み入れによって極度額を超えたまま2か月を経過したとき。
- ⑦ 住所変更の届出を怠るなどにより当社において所在が明らかでなくなったとき。
- ⑧ 相続の開始があったとき。

(2) 次の各号の一つにでも該当した場合は、当社の請求によって当社に対する一切の債務の期限の利益を失うものとし、直ちに貸越元利金全額を支払ってください。

- ① 当社に対する債務の一つでも期限に履行しなかったとき。
- ② 当社との取引約定の一つでも違反したとき。
- ③ この取引に関し虚偽の資料提供または報告をしたとき。
- ④ 当社および保証会社が再審査を行った結果、本人との取引継続が適当と認められなかったとき。
- ⑤ 前各号のほか、当社において債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

12. (解約等)

(1) 11.の各号の事由が一つでも生じた場合は、当社はいつでも貸越を中止し、またはこの取引を解約することができるものとします。

(2) 預金口座の解約を行う場合には、同時に本契約も解約されるものとします。なお、この取引が解約された場合に貸越元利金があるときは直ちにそれらを支払ってください。

13. (銀行からの相殺)

(1) お客さまがこの取引による債務を履行しなければならない場合には、当社は、貸越元利金等と預金その他当社の負担する債務とを、その債務の期限のいかんにかかわらず、いつでも相殺することができます。この場合、書面により通知するものとします。

- (2) (1) によって相殺をする場合、債権債務の利息および損害金の計算は、その期間を計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。ただし、期限未到来の預金の利息は、期限前解約利率によらず約定利率により 1 年を 365 日とし、日割で計算します。

1 4. (お客さまからの相殺)

- (1) お客さまは、支払期にある預金その他当社に対する債権とこの取引による債務とを、その債務の支払期が未到来であっても、相殺することができます。
- (2) (1) により相殺する場合には、相殺通知は書面によるものとし、相殺した預金その他の債権の証書、通帳は届出印を押印して直ちに当社に提出してください。
- (3) (1) によって相殺をした場合における債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を当社の計算実行の日までとし、預金の利率については預金規定の定めによります。

1 5. (占有物の処分)

お客さまがこの取引による債務を履行しなかった場合には、当社は、占有しているお客さまの動産、手形その他の有価証券（混蔵寄託による共有持分を含む）を、かならずしも法定の手続によらず一般に適当と認められる方法、時期、価格等により取立または処分のうえ、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の返済に充当できるものとします。

1 6. (債務の返済等にあてる順序)

- (1) お客さまにこの取引による債務の他に当社に対する他の債務がある場合に、当社から相殺するときは、当社は債権保全上の事由により、どの債務との相殺にあてるかを指定できるものとし、お客さまは、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (2) お客さまは、この取引による債務のほかに当社に対する他の債務がある場合に、債務を返済または相殺をするときは、どの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (3) お客さまの上記指定がなかったときは、当社がどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができるものとし、その指定に対しては異議を述べることはできません。
- (4) お客さまの上記指定により債権保全上支障が生じるおそれがあるときは、当社は、遅滞なく異議を述べ、保全・保証の状況等を考慮してどの債務の返済または相殺にあてるかを指定することができます。
- (5) 上記によって当社が指定する債務については、その期限が到来したものとします。

1 7. (危険負担、免責条項等)

- (1) 当社に差し入れた約定書等が事変、災害等やむを得ない事情によって紛失・滅失または損傷した場合には、当社の請求により代り証書等を差し入れてください。
- (2) この取引において貸越金支払請求書、諸届その他の書類に使用された印影（または暗証）について、当社が、届出の印鑑（または暗証）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いましたうえは、それらの書類につき、偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当社は責任を負いません。

1 8. (届出事項の変更)

- (1) 氏名、住所、印章、電話番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社

に届け出てください。

- (2) 前項の届出を怠ったため、当社に最後に届出のあった氏名、住所にあてて当社が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到着しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

19. (報告および調査)

- (1) 当社が債権保全上必要と認めて請求した場合は、お客さまの信用状態について直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) お客さまは、自己の信用状態について重大な変化を生じたとき、または生じる恐れがあるときは、当社から請求がなくても遅延なく当社に報告するものとします。

20. (取引規定の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本規定を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更します。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

21. (合意管轄)

この取引に関して訴訟の必要が生じた場合には、静岡地方裁判所沼津支部を管轄裁判所とすることに合意します。

22. (個人信用情報機関への登録・利用)

- (1) 債務者は、当社が、本申込みおよび契約に基づく与信および与信後の管理のため、当社の加盟する個人信用情報機関（以下「加盟個人信用情報機関」という）および当該機関と提携する個人信用情報機関（以下「提携個人信用情報機関」という）に照会し、債務者に関する個人信用情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- (2) 債務者は、本申込みおよび契約に関する客観的な取引事実に基づく個人信用情報が、加盟個人信用情報機関に下記表①に定める期間登録され、当該期間中、加盟個人信用情報機関および提携個人信用情報機関の加盟会員により、債務者の取引上の判断のために利用されることに同意します。
- (3) 加盟個人信用情報機関は下記表①のとおりです。なお、本契約中に新たに個人信用情報機関に加盟する場合は、当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法により通知するものとします。
- (4) 各個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は下記表①のとおりです。
- (5) 個人信用情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の属性に関する個人情報および契約の種類、契約日、商品名、契約額、または極度額、支払回数、利用残高、支払状況等の契約の内容ならびに取引の履歴に関する信用情報の全部または一部となります。

23. (成年後見人等の届出)

- (1) お客さまについて家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始されたときには、直ちに書

面によりその旨を当社に届け出します。

- (2) お客さまについて家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされたときには、直ちに書面によりその旨を当社に届け出します。
- (3) お客さまについて、すでに補助・保佐・後見の開始の審判を受けているとき、または任意後見監督人の選任がなされているときにも、前2号と同様に、直ちに書面により当社に届け出します。
- (4) 前3号の届出内容に変更または取消が生じた場合にも同様に、直ちに書面により当社に届け出します。
- (5) 前4号の届け出を怠ったために生じた損害については、当社は責任を負わないものとします。

【キャッシュカード利用に関する特約】

この取引にもとづき、「キャッシュカード」（以下「カード」といいます）を利用する場合は「キャッシュカード規定」によるほか、次により取り扱います。

- ①カードでの預入・引出は普通預金（総合口座取引を含む）のほか、当座貸越金も普通預金と同様な方法で利用することができます。
- ②代理人カードでの当座貸越金の利用はできません。
- ③キャッシュカード規定ならびにこの取引に定めのない事項については、当社の預金等共通規定・普通預金規定・総合口座取引規定およびICキャッシュカード取引規定集所収の各規定により取り扱います。

以上

(2025年1月15日現在)

保証委託約款

ダイレクトワン株式会社（以下「当社」という）の保証にもとづき、スルガ銀行株式会社（以下「銀行」という）とカードキャッシング取引契約等による取引およびその他の当社保証方式のローン契約による取引（以下「貸付契約等」という）を行うもの（以下「本人」という）が当社と行なう保証委託取引（以下「この取引」という）は、この規定の定めるところによります。

1.（保証委託の内容）

- （1） 本人の委託にもとづいて当社が負担する保証債務は、本人が銀行との間の貸付契約等にもとづいて、銀行に対して負担する借入元本、利息、損害金、その他いっさいの債務を主債務とした連帯保証債務とします。
- （2） 貸付契約等に契約期間の定めがある場合は、その貸付契約等についての保証委託の期間は貸付契約等の契約期間と同一としますが、貸付契約等の契約期間が延長または更新されたときは、保証委託の期間も当然に延長または更新されるものとします。
- （3） 貸付契約等が契約期間満了、失効、解除その他の理由により終了した場合にも、当社の保証債務は、その貸付契約等にもとづいて本人がすでに個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続するものとします。
- （4） 貸付契約等に極度額の定めがある場合には、その貸付契約等についての保証委託にも同一の極度額があるものとしますが、銀行がやむを得ないと認めて極度額を超えて私に貸越または、貸付を行ったときは、その極度額まで保証委託の極度額は増額されるものとします。保証委託の極度額は元本極度とし、当社の保証債務は極度額まで元本のほか利息、損害金、その他いっさいの費用に及ぶものとします。
- （5） 貸付契約等の極度額が増減額された場合は、保証委託の元本極度額も当社の承諾を得て増減額されるものとします。ただし、当該貸付契約等がカードローン取引契約である場合には、その保証委託の元本極度額は当然に増減額されるものとします。

2.（原債務の履行義務）

当社が保証した債務（以下「原債務」という）について、本人はその支払期日に必ず原債務を履行し、当社には何ら負担をかけないものとします。

3.（代位弁済）

- （1） 当社は、本人に対する事前の通知をせずに、また原債務の期限到来の有無にかかわらず、原債務の一部または全部を当社の任意の方法で代位弁済しても差し支えないものとします。
- （2） 当社が代位弁済した原債務の貸付契約等についての保証委託の元本極度額は、代位弁済した元本相当分だけ減額されます。

4.（求償の範囲）

当社が保証債務を履行したときは、本人は当社に対して直ちに弁済するものとし、その範囲は次の各号のすべてを含むものとします。

- （1） 当社の履行金額
- （2） 当社の保証債務履行のために要した金額
- （3） その他当社の本人に対する権利の行使もしくは債権の保全または担保の取立もしくは処分のため

に要した費用およびこの取引から生じた一切の費用（訴訟費用および弁護士費用を含む）

- (4) 前各号の金額に対し当社が支払を行った日の翌日から、本人が当社に弁済する日までの年 14%の割合（年 365 日の日割計算）による損害金

5.（弁済の充当順序）

この取引による債務および当社との他の取引による債務がある場合にはその債務を含めて、弁済金が本人の債務の全額を消滅させるに足りないときは、当社が適当と認める順序方法により充当することができ、その充当に対して本人は異議を述べることはできません。

6.（求償権の事前行使）

- (1) 本人について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、本人は当社から通知催告等がなくても当然当社が保証している金額について当社に対してあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
- ①弁済期が到来したときまたは被保証債務の期限の利益を失ったとき。
 - ②支払いの停止または破産、競売、もしくは民事再生手続開始の申立があったとき。
 - ③手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
 - ④本人の銀行に対する預金その他の債権または当社に対する金銭債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
 - ⑤本人が当社または銀行に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
 - ⑥住所変更の届出を怠るなど本人の責めに帰すべき事由によって、当社に本人の所在が不明となったとき。
 - ⑦相続の開始があったとき。
- (2) 次の場合には、当社の請求によって前項と同様、本人はあらかじめ求償債務を負い、直ちに弁済するものとします。
- ①本人が当社または銀行との取引約定に違反したとき。
 - ②本人が当社または銀行に虚偽の資料提供または報告をしたとき。
 - ③前各号のほか債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

7.（担保、保証人）

本人は、債権保全を必要とする相当の事由が生じたときは、当社の請求あり次第直ちに当社の承認する担保を差し入れ、または保証人をたてるものとします。

8.（中止、解約）

- (1) 本人が6.の各項各号の一つに該当したとき、その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたときは、いつでも当社はこの保証を中止し、解約することができます。
- (2) この取引が（1）により中止または解約された場合にも、当社の保証債務は、本人がすでに個別に借り入れた債務については、その弁済が終わるまで継続します。
- (3) （2）の定めにかかわらず（1）により当社から中止または解約の通知をしたときは、本人は直ちに原債務の弁済その他必要な手続をとり、当社に負担をかけないものとします。

9.（届出事項の変更）

- (1) 本人は氏名、住所、印鑑、勤務先等届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当社に

届け出るものとします。

- (2) (1)の届出を怠ったために、当社がした通知または送付した書類等が、延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到着したものとします。

10. (報告および調査)

- (1) 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入、この取引による借入金の使途等について当社が請求したときは、本人は直ちに報告し、また調査に必要な便益を提供するものとします。
- (2) 財産、債務、経営、業況、勤務先、収入等について重大な変化が生じたとき、または生じるおそれがあるときは、本人は当社から請求がなくても直ちに報告するものとします。
- (3) 当社の求償権の行使に影響がある事態が生じたとき、または生じるおそれがあるときも(2)と同様とします。

11. (公正証書の作成)

本人は、当社が請求したときは、いつでも公証人に委嘱してこの取引による債務の承認および強制執行の認諾のある公正証書の作成に必要な手続きをとるものとします。

12. (契約の変更)

法令の変更、監督官庁の指示、金融情勢の変化その他の理由により、本約款を変更する必要がある場合には、民法その他の法令の規定に基づき、当社は、変更内容について当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法で周知することにより、これを変更します。変更された場合には、変更後の内容が適用されます。

13. (免責条項)

本人は、当社が証書等の印影を本人の届け出た印鑑に、相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取引したときは、証書、印章等について偽造、変造、盗用等の事故があっても、これによって生じた損害は、本人の負担とし、証書等の記載文書にしたがって責任を負うものとします。

14. (債権の譲渡)

本人は、当社が本人に対して有する債権を第三者に譲渡されても異議を述べないものとします。

15. (管轄裁判所の合意)

本人は、この取引に関して訴訟の必要を生じた場合には、当社の本社所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とすることに合意します。

16. (個人情報情報機関の収集・利用・提供および登録に関する同意)

- (1) 本人は、当社が本申込みおよび契約に基づく与信および与信後の管理のため、当社の加盟する個人情報情報機関（以下「加盟個人情報情報機関」という）および当該機関と提携する個人情報情報機関（以下「提携個人情報情報機関」という）に照会し、本人に関する個人情報情報が登録されている場合には、それを利用することに同意します。
- (2) 本人の本申込みおよび契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報情報は、加盟個人情報情報機関に下記表①に定める期間登録され、加盟個人情報情報機関および提携個人情報情報機関の加盟会員により、本人との取引上の判断のために利用されることに同意します。

- (3) 加盟個人情報情報機関は下記表①のとおりです。なお、本契約中に新たに個人情報情報機関に加盟する場合は、当社ホームページの掲載、店頭掲示等、適宜の方法により通知するものとします。
- (4) 各個人情報情報機関と提携する個人情報情報機関は下記表①のとおりです。
- (5) 個人情報情報機関に登録する情報は、氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先等の属性に関する個人情報および契約の種類、契約日、商品名、契約額、または極度額、支払回数、利用残高、支払状況等の契約の内容ならびに取引の履歴に関する信用情報の全部または一部となります。

以上
(2025 年 1 月 15 日現在)

表①

個人信用情報機関名	電話番号	ホームページアドレス
全国銀行個人信用情報センター(KSC) 主に金融機関とその関係会社を会員とする個人信用情報機関	03－3214－5020	https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/
株式会社日本信用情報機構(JICC) 主に貸金業、クレジット事業、リース事業、保証事業、金融機関事業等の与信事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	0570－055－955	https://www.jicc.co.jp/
株式会社シー・アイ・シー(CIC) 主に割賦販売等のクレジット事業を営む企業を会員とする個人信用情報機関	0120－810－414	https://www.cic.co.jp/

銀 行 等	加盟する個人信用情報機関
スルガ銀行株式会社	K S C / J I C C / C I C
ダイレクトワン株式会社	J I C C / C I C

※各個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関

加盟する個人信用情報機関	提携する個人信用情報機関
全国銀行個人信用情報センター	J I C C / C I C
株式会社日本信用情報機構	K S C / C I C
株式会社シー・アイ・シー	K S C / J I C C

※加盟する個人信用情報機関の登録情報および登録期間

登録情報	K S C	J I C C	C I C
氏名、生年月日、性別、住所（本人への郵便不着の有無等を含む）、電話番号、勤務先等の本人情報	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間	下記の情報のいずれかが登録されている期間
銀行等が加盟する個人信用情報機関を利用した日および契約にかかる申込みをした事実としての申込日・申込内容等（契約が不成立になった場合を含む）	銀行等が信用情報を利用した日から1年を超えない期間	銀行等が信用情報を利用した日から6か月以内	銀行等が個人信用情報機関に照会した日から6か月間
借入金額、借入日、最終返済日等の契約の内容およびその返済状況（延滞、代位弁済、強制回収手続、解約、完済、延滞解消等の事実を含む）等の契約に関する客観的な取引事実	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内（債権回収、破産申立、強制解約、債務整理、代位弁済等に関する情報を含む）	契約期間中および契約終了後5年以内
債務の支払を延滞等した事実	契約期間中および契約終了日（完済していない場合は完済日）から5年を超えない期間	契約継続中および契約終了後5年以内	契約期間中および契約終了後5年間
債権譲渡の事実にかかる情報	－	譲渡日から1年以内	－
不渡情報	第1回目不渡発生日から6か月を超えない期間、取引停止処分は取引停止処分日から5年を超えない期間	－	－
官報情報	破産・民事再生手続開始決定等を受けた日から10年を超えない期間	－	－
登録情報に関する苦情を受け、調査中である旨	当該調査中の期間	当該登録情報が調査中の期間	当該調査中の期間
本人確認書類の紛失・盗難、貸付自粛等の本人申告情報	登録日から5年を超えない期間	登録日から5年以内（当該本人が削除を依頼した日まで）	登録日より5年以内（当該本人の申出により期間内での削除可）
協会依頼情報	－	登録日から5年以内	登録日より5年以内